

茨木市立小中学校まなびサポーター配置要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）にまなびサポーターを配置することに関し、茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年茨木市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(配置校の決定)

第2 まなびサポーターの配置は、校長が提出するまなびサポーター配置に係る計画書（様式第1号）及び当該学校の実態を分析、検討し、予算の範囲内で茨木市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が決定する。

(資格)

第3 まなびサポーターは、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のいずれかの教員免許を有する者

(2) 前1号に準ずると教育長が認めた者

(業務内容)

第4 業務内容は次のとおりとする。

(1) 授業中の学習活動、放課後等の学習会に対する支援、学習支援や生活支援の必要な児童・生徒への個別支援。

(2) 個別の指導計画等に基づく個別支援。

(3) 市教育委員会が開催する研修会、連絡会等への出席。

(4) その他、茨木市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める事項に関すること。

2 業務の詳細は、まなびサポーターと配置校の校長が協議の上、決定する。

(服務)

第5 まなびサポーターは、その職務を自覚し、常に誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。

2 まなびサポーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 まなびサポーターは、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 まなびサポーターは、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、教育委員会及び校長の指示に従わなければならない。

5 まなびサポーターは、職務遂行に必要な資質の向上に努めなければならない。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、まなびサポーターの配置に関する必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。